

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（試算表の提出）</u> 第25条 法第10条第1項第3号の事業を行う組合は、毎月末現在 の試算表を翌月10日までに知事に提出しなければならない。 。	第25条 削除
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第1号の7まで及び様式第2号から様式第6号までの様式中「罫」を削る。

様式第7号中「罫」を削る。

様式第11号から様式第13号までの様式中「罫」を削る。

改正前	改正後
様式第14号（第8条関係） [略] 代表者の氏名 罫 [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 （1）～（7） [略] <u>（8） 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本</u> [略]	様式第14号（第8条関係） [略] 代表者の氏名 [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 （1）～（7） [略]
様式第15号（第8条の2関係） [略] 代表者の氏名 罫 [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 （1）～（4） [略] <u>（5） 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあっては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本</u> [略]	様式第15号（第8条の2関係） [略] 代表者の氏名 [略] 注 次に掲げる書類を添付してください。 （1）～（4） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第16号中「罫」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第18号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p>[略]</p> <p>備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が<u>記名押印した</u>請求者名簿を添付する方法によることができます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が<u>署名した</u>請求者名簿を添付する方法によることができます。</p> <p>。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第18号の2（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p>[略]</p> <p>備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が<u>記名押印した</u>請求者名簿を添付する方法によることができます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第18条の2（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>備考 請求者が多数の場合にあっては、請求者の氏名の下に「ほか 人」と記載し、請求事項を明記して請求者が<u>署名した</u>請求者名簿を添付する方法によることができます。</p> <p>。</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第19号から様式第19号の7までの様式中「㊦」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第20号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">（発起人全員が<u>記名押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第20号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（発起人全員が<u>連記</u>してください。）</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第21号及び様式第22号中「㊦」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第23号（第13条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">（設立委員全員が<u>記名押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号（第13条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（設立委員全員が<u>連記</u>してください。）</p> <p>[略]</p>
<p>様式第23号の2（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">（設立委員全員が<u>連記して押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第23号の2（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（設立委員全員が<u>連記</u>してください。）</p> <p>[略]</p>

<p>様式第24号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>（設立委員全員が連記して<u>押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第25号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>（設立委員全員が連記して<u>押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>（設立委員全員が連記して<u>押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第27号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>（設立委員全員が連記して<u>押印</u>してください。）</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 農地利用集積円滑化事業を行う場合にあつては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想の写し及び同法第11条の11第1項に規定する農地利用集積円滑化事業規程の謄本</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第24号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>（設立委員全員が連記してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第25号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>（設立委員全員が連記してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>（設立委員全員が連記してください。）</p> <p>[略]</p> <p>様式第27号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>氏名</p> <p>（設立委員全員が連記してください。）</p> <p>[略]</p> <p>注 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>[略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第28号、様式第29号及び様式第31号から様式第33号までの様式中「㊦」を削る。

様式第34号及び様式第35号中「㊦」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第36号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <p>代表者の氏名 ㊦</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法施行細則第19条第2項の規定により、<u>業務報告書</u>の提出の延期を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第36号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <p>代表者の氏名</p> <p>[略]</p> <p>農業協同組合法施行細則第19条第2項の規定により、<u>事業計画書</u>の提出の延期を申請します。</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の農業協同組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の農業協同組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。